



福岡医発第0558号
平成24年 5月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

厚生労働省疑義解釈資料（その4）の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より平成24年度診療報酬改定に関する疑義解釈が発出された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ中、「診療報酬改定」特設ページに掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 35)

平成24年5月22日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その4）」の送付について

平成24年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成24年3月6日付け日医
発第1114号（保 253）「平成24年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付につ
いて」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成24年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解
釈資料の送付について（その4）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その4）

（平 24.5.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課 ）



事 務 連 絡

平成24年 5 月18日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その4）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年 3 月 5 日保医発0305第 1 号）等により、平成24年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 から別添 3 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その 1）」（平成24年 3 月30日付事務連絡）を別添 4 のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【入院基本料(病院)】

(問 1) 旧7対1から新7対1へ届出を行う際に、届出前1か月間の月平均夜勤時間数の実績が72時間以下という基準を満たさず、1割以内の変動範囲で75時間だった場合、届出できるのか。

(答) 1割以内の変動であれば、新7対1を届出することは可能である。

【精神科専門療法】

(問 2) 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)は、「精神障害施設に入所している複数のものに対して指導した場合に算定する。」とあるが、「精神障害施設に入所している1人のものに対して指導した場合」には、精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)を算定できるのか。

(答) 算定できる。

【K939-2術中血管等描出撮影加算】

(問 3) 術中血管等描出撮影加算はどのような場合に算定するのか。

(答) 現時点では、脳神経外科手術時においてインドシアニングリーンを用いて、蛍光測定等により血管や腫瘍等を確認した際に算定する。単にX線用、超音波用又はMRI用の造影剤を用いたのみでは算定できない。

【C157酸素ボンベ加算等】

(問 4) C157酸素ボンベ加算等について、2月に2回に限り算定することとなったが、平成24年3月分を平成24年4月に算定することは可能か。

(答) 不可

医科診療報酬点数表関係（DPC）

【退院時処方取扱い】

（問12－6）「フォルテオ皮下注キット600 μ g」について、入院中に薬剤料を算定する場合は、フォルテオ皮下注キット600 μ gの薬価を28（日分）で除したものを1日分（1回分）の薬剤料として算定することとされているが、入院中に処方したフォルテオ皮下注キット600 μ gについて、入院中に使用しなかった分については、それに相当する日数分を退院時に処方したものとする事は可能か。

（答） 入院中に処方したフォルテオ皮下注キット600 μ gについて、入院中に使用しなかった分については、引き続き在宅で使用する分に限り、退院時に処方したものとして差し支えない。

訪問看護療養費関係

(問 1) 訪問看護指示書の有効期間は 6 か月となっているが、介護職員等喀痰吸引等指示書の有効期間は同じく 6 か月か。

(答) そのとおり。

＜医科診療報酬点数表関係（DPC）＞

16. 診療報酬明細書関連

~~（問16-10）35万点を超える診療報酬明細書には、従来どおり「症状詳記用紙」及び「目計表」の添付が必要になるのか。~~

~~（答）そのとおり。~~